

## アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料補助）

# 募 集 要 項

### 1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、アーティストの活躍の場や市民が文化芸術にふれる機会が失われている。

西宮市では、アーティストの動画配信による活動継続を支援し、市民が文化芸術にふれる機会を提供するため、動画作成にかかる文化芸術施設の使用料の補助を行う。

### 2 補助対象事業

#### ① 内容

市内在住または市内で活躍するアーティスト（※「4 対象者」参照）が演奏や演技美術作品等に関連した動画を作成・配信するにあたり、市内の民間文化芸術施設（※「3 対象施設」参照）を利用する場合に施設使用料を補助する。

※動画作成にあたっては感染予防対策を講じ、感染拡大防止に十分留意すること。

#### ② 補助対象の期間及び経費

令和2年3月1日（日）～8月31日（月）に支出した施設使用料（音響設備、楽器等の付属設備使用料を含む）

#### ③ 補助限度額

20,000円（上限）

### 3 対象施設

補助対象となるのは、兵庫県の休業要請又は時間短縮営業の対象となった市内民間施設のうち以下のいずれかの施設とする。

- ① ライブハウス（小規模なコンサート会場や飲食を伴いながら生演奏等を楽しむ施設）
- ② 劇場等（ホール、その他舞台設備のある文化芸術施設）
- ③ ギャラリー
- ④ 貸しスタジオ

### 4 対象者

補助対象となるアーティストは下記①～⑥の全ての要件を満たす者とする。

- ① 市内在住または市内で文化芸術活動（演奏、演技、作品展示等）の実績があり、今後も文化芸術活動の継続を予定している者。
- ② 補助対象事業の実施にあたり市内の使用対象施設を使用した者。
- ③ 補助対象事業として作成した動画を公開（有料も可）していること。
- ④ 補助対象事業について他の行政機関等から金銭的援助を受けていないこと。
- ⑤ 市税の滞納がない、または分納や猶予措置等の手続きを行っている（または行う予定である）こと。
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者ではないこと。

## 5 補助申請

### （1）申請受付期間

令和2年5月25日（月）～9月30日（水）まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

※郵送の場合は当日消印有効

### （2）申請書様式の入手方法

西宮市のホームページからダウンロードし、ご利用ください。

#### ■西宮市ホームページ

トップページから以下の順で検索ください。

「市政情報」⇒「政策・施策」⇒「文化振興・生涯学習」⇒「芸術文化助成金情報」

または、トップページの「検索」よりページ番号（26506106）で検索ください。

※ダウンロードができない方は、「9 問い合わせ先」にご連絡ください。

### （3）提出書類

次の書類を全て揃えた上でご提出ください。

- ① 補助金申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（別紙）
- ③ 本人確認書類（申請者の運転免許証、パスポートなどのコピー）
- ④ 活動実績報告書（様式第2号）
- ⑤ 事業実施報告書（様式第3号）
- ⑥ 施設使用料の領収書の写し

### （4）申請方法

インターネットまたは郵送にて提出ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参での受け付けはいたしません。

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

① 郵送による提出

必要書類をそろえて、下記まで郵送してください。郵便料金は申請者の負担です。

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市役所・文化振興課 「アーティスト支援（施設使用料補助）申請」担当あて

② インターネットによる手続き

申請専用フォームから申請してください。

※フォームは市のホームページより検索（「(2) 申請書様式の入手方法」参照）

※申請専用フォームでは添付書類が5つまで、データ容量はそれぞれ10メガバイト以内です。添付書類をスキャナで取り込む際は解像度を高くしすぎないでください。また、写真（いわゆる写メ）で用意される場合は撮影後に文字が判読できるかご確認の上、画像サイズを「中」にするなどデータ容量のオーバーにならないようご注意ください。

(5) 申請にあたっての注意事項

提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類の控えを保存してください。

6 審査

申請書類を受領した後、補助金の支給が適切な対象であるか（「2 補助対象事業」、「3 対象施設」及び「4 対象者」に該当するか）、審査を行います。

7 請求

事務局で申請書類の審査を行った後、補助金の交付が適切と認められた場合、補助金交付決定通知書（様式第4号）を電子メールで送付いたします。通知書を受領後、通知書と併せて送付する振込口座に関する必要書類をすみやかに提出してください。

8 留意事項

- ① 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。
- ② 審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。
- ③ 申請や報告書類に虚偽の内容があった場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- ④ 同一の申請者につき、申請できるのは1回限りです。同一の領収書につき、申請できるのは1回限りです。

- ⑤ 補助金の交付が決定した場合は、動画内又は紹介文等に「西宮市アーティスト活動支援事業」と明示してください。
- ⑥ 本補助事業の対象となったアーティストについては、映像配信等を実施しているアーティストとして、市ホームページ等で公表する予定です。
- ⑦ 映像に使用される音楽、美術、写真等については、必ず著作権者の許諾を得た上で配信してください。第三者からの権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、申請者の責任で対処することとし、市は一切の責任を負いません。
- ⑧ 申請者が以下に該当する場合は、補助金の支給決定の全部または一部を取り消すとともに、補助金の返還を求める場合があります。
  - ア 申請者が補助対象者に該当しないことがわかったとき。
  - イ 申請者が複数回補助金の支給を受けていたことがわかったとき。
  - ウ 申請者またはその関係者が同一の領収書で複数回補助金の支給を受けていたことがわかったとき。
  - エ 支援事業が以下の内容に該当したとき。
    - A 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
    - B 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - C 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
  - オ 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けたとき。
  - カ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
  - キ 日本の法令に違反したとき。
  - ク その他、補助金の支給が不相当と市が判断したとき。
- ⑨ 返還金が発生した際に、市が定める期日までに納入を行わない場合は、延滞金を徴収する場合があります。
- ⑩ 市からの連絡は、原則、電子メールにて行います。
- ⑪ 本補助金にかかる所得税等については、適正に申告してください。

## 9 問い合わせ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市産業文化局文化スポーツ部文化振興課

メール：vo\_bunka@nishi.or.jp

電話：0798-35-3425

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁でのお問い合わせは受け付けません。

電話またはメールでお問い合わせください。

※ 電話による問合せは平日 9 時～17 時半に限ります。